

鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第3号

鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校授業料等減免規則(昭和26年鳥取県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。)に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、県立高等学校の授業料(通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。)、入学料及び入学選 hands 手数料の減免の手続その他の事項について定めるものとする。</p> <p>(減免の願い出)</p> <p>第2条 授業料の減免を受けようとする者(鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号。第4条において「学則」という。))第28条第3項又は鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号。第4条において「通信教育規則」という。))第26条第3項の規定により退学の処分を受けた者(以下「退学処分者」という。))を除く。)は授業料減免願書(様式第1号)に市町村長が証明する所得課税証明書を添え、入学料又は入学選 hands 手数料の減免を受けようとする者は入学料減免願書(様式第2号)又は入学選 hands 手数料減免願書(様式第3号)により学校長に願い出なければならない。ただし、非常災害により提出が困難な場合は、この限りでない。</p> <p>(届出)</p> <p>第5条 授業料の減免を受けている者は、知事規則第2条の減免事由に該当しなくなったときは、直ちに、授業料減免辞退届(様式第4号)を学校長に提出しなければならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、県立高等学校の授業料(通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。)、入学料及び入学選 hands 手数料の減免の手続その他の事項について定めることを目的とする。</p> <p>(減免の願い出)</p> <p>第2条 授業料の減免を受けようとする者(鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号。第4条において「学則」という。))第28条第3項又は鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号。第4条において「通信教育規則」という。))第26条第3項の規定により退学の処分を受けた者(以下「退学処分者」という。))を除く。)は授業料減免願書(様式第1号)に世帯調査書(様式第2号)を添え、入学料又は入学選 hands 手数料の減免を受けようとする者は入学料減免願書(様式第3号)又は入学選 hands 手数料減免願書(様式第4号)により学校長に願い出なければならない。ただし、非常災害により提出が困難な場合は、この限りでない。</p> <p>(届出)</p> <p>第5条 授業料の減免を受けている者は、知事規則第2条の減免事由に該当しなくなったときは、直ちに、授業料減免辞退届(様式第5号)を学校長に提出しなければならない。</p>

様式第1号(第2条関係)

授業料減免願書			
出願者	略		
	在学高等学校	高等学校	課程 科 第 学年
略			

注 略

様式第1号(第2条関係)

授業料減免願書			
出願者	略		
	在学高等学校	高等学校	課程 科 第 学年
学資の給付貸与等の状況	名称 () 貸与	給付 受給中・出願中	出願予定
略			

注 略

様式第2号(第2条関係)

世帯調査書									
世帯主	氏名	印	出願者との続柄	出願者	氏名	年齢	在学高等学校名		
	住所				在学高等	高等学校	科	第	学
世帯主との続柄	氏名	年齢	年中の所得額	左の所得の種別	市町村民税課税額				
					均等割	所得割			
上記の記載事項に相違ありません。									
年 月 日									
市町村長 印									

注：太線枠内は申請者が記入すること。
家族全員について証明をお願いします。

様式第2号(第2条関係) 略

様式第3号(第2条関係) 略

様式第3号(第2条関係) 略

様式第4号(第2条関係) 略

様式第4号(第5条関係) 略

様式第5号(第5条関係) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県立高等学校授業料等減免規則の規定に基づき作成されている用紙は、改正後の鳥取県立高等学校授業料等減免規則の規定にかかわらず、所要の調整をした上で使用することができる。